第二十四条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号中「放射線取扱主任者」を「放射線取扱主任者等」に、「若しくは登録定期講習機関」を「、登録放射線取扱主任者定期講習機関若しくは登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」に改め、同号(一)から(九)までの規定中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改め、同号(十)中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に、「(登録定期講習機関の登録)」を「(登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録)(同法第三十八条の三（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録）において準用する場合を含む。)」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十二の項を次のように改める。

五十二	削除

別表第一の百二十二の項を同表の百二十三の項とし、同表の百二十一の項を同表の百二十二の項とし、同表の百二十の項の次に次のように加える。

百二十一	原子力規制委員会	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）による同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（地価税法の一部改正）

第二十六条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「第五十七条の八第一項」を「第五十七条の七第一項」に改める。

（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部改正）

第二十七条　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号の表特定放射光施設の項及び特定中性子線施設の項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第二十八条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二を第六十七条の三とし、第六十七条の次に一条を加える改正規定中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「第六十八条の三第一項」を「第六十八条の二第一項」に改める。

第六十八条の三を第六十八条の四とし、第六十八条の二の次に一条を加える改正規定中「第六十八条の三」を「第六十八条の二」に、「第六十八条の四とし、第六十八条の二」を「第六十八条の三とし、第六十八条」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「その職員」を「当該職員」に、「職員は」を「当該職員は」に改める。

第八章中第七十七条の前に一条を加える改正規定中「第八章」を「第十四章」に改める。

第七十八条第三十一号の改正規定中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」を「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

第八十条に二号を加える改正規定中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条の二第一項」に、「第六十八条の三第二項」を「第六十八条の二第二項」に改める。

第八十条の五を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定中「第八十条の五」を「第八十条の四」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第二十九条　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ト中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第六項中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に改める。

（放射線障害防止の技術的基準に関する法律等の一部改正）

第三十一条　次に掲げる法律の規定中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

一　放射線障害防止の技術的基準に関する法律第二条第二項

二　住民基本台帳法別表第一の百二十一の項

三　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第一条

四　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十二条

（原子力規制委員会設置法の一部改正）

第三十二条　原子力規制委員会設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「核燃料物質」の下に「、放射性同位元素」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

臨床研究法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十六号

臨床研究法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　臨床研究の実施（第三条―第二十二条）
第三章　認定臨床研究審査委員会（第二十三条―第三十一条）
第四章　臨床研究に関する資金等の提供（第三十二条―第三十四条）
第五章　雑則（第三十五条―第三十八条）
第六章　罰則（第三十九条―第四十三条）
附則